

寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55号の5様式）について
（ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書）

○制度の概要

自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要です（原則）。

平成27年度から、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税（寄附）先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税（寄附）先団体に申請することで、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。

○申請書の概要

この申請書を寄附先の自治体へ提出いただくことにより、ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用いただけます。

この場合、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税が軽減されます。

○申請書を提出いただける方

所得税や住民税の確定申告書を提出する必要がない方（一部の給与所得者等）で、年間の寄附自治体数が5団体以下の方がご利用いただけます。

○申請書を提出いただく場面

複数回の寄附をしていただいた場合、寄附先が異なるときも、寄附先が同一のときも、その都度申請書を提出してください。

○ご注意いただきたいこと

- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出いただいた場合でも、医療費控除等で申告する場合は、寄附金控除の手続をあわせて行ってください。
- ・6団体以上の自治体にふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出いただいた場合、控除できませんので、必ず確定申告の手続きをお願いします。
- ・個人番号を記載いただき、個人番号がわかる書類（個人番号カードの両面の写し、又は通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る）と顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等）の写し）を必ず同封してください。

(記入内容)

記入日を記載し、下段に三重県知事と記載してください

「整理番号」以外の部分を記入してください

第五十五号の五様式(附則第二条の四関係)

個人番号(マイナンバー)をご記入いただき、以下の書類のいずれかを同封してください

- ・個人番号カードの両面の写し
- ・通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る)と顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)の写し

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
電話番号	個人番号
	生年月日
明・大・昭 平・令	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附した日付と金額を記入してください

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

確定申告の必要がないことの確認です

(切り取らないでください。)

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名	殿
受付団体名	

年間の寄附先が5団体以内であることの確認です

記入しないでください